ロシアによるウクライナ侵攻に抗議し、恒久平和を求める決議

ロシア軍は去る2月24日、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始し、主要都市の占拠に向け、軍事施設やヨーロッパ最大級の原発関連施設への攻撃など一方的な軍事行動を展開している。こうした、ロシア軍の攻撃により、ウクライナでは、民間人を含めた多くの国民が犠牲となり、多くの難民が生じている。

ロシア軍の侵攻は明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際 秩序を脅かすものであり断じて容認できない暴挙である。

さらに、ロシアは、我が国をはじめ国際社会が連携して実行している 経済制裁に反発して戦略核兵器の使用を示唆した。こうした威嚇や挑発、 攻撃はすべての人類と文明社会への敵対行為と言うほかはなく、断じて 許すことはできない。

本町議会は、昭和59年6月に、「非核・恒久平和の町宣言」を決議し、 平和への誓いを決意しているところである。

本町議会は、ロシア軍によるウクライナ侵攻を厳しく抗議し、ロシアに対して、無条件に軍を即時撤退させること及び誠実に国際法を遵守し、 平和的に対応することを強く求めるものである。

以上決議する。

令和4年3月10日

広 川 町 議 会